

令和6年1月26日

【照会先】

政策統括官付参事官付行政報告統計室

室長 前原 正男

(担当・内線) 福祉統計係 (7553・7554)

(代表電話) 03 (5253) 1111

(直通電話) 03 (3595) 2919

令和4年度福祉行政報告例の概況

目	次	頁
報告の概要	1
結果の概要		
1 身体障害者福祉関係	2
2 知的障害者福祉関係	2
3 障害者総合支援関係	3
4 婦人保護関係	3
5 老人福祉関係		
(1) 老人ホームの施設数・定員	4
(2) 老人クラブ数・会員数	4
6 民生委員関係		
(1) 民生委員数	5
(2) 民生委員の活動状況	5
7 社会福祉法人関係	6
8 戦傷病者特別援護関係	6
統計表一覧	8
用語の定義	13

令和4年度福祉行政報告例の概況は厚生労働省ホームページにも掲載しています。

URL (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>)

報 告 の 概 要

1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とする。

3 報告の種類

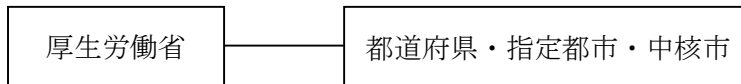
月報(6表)及び年度報(48表)とする。

4 報告事項

身体障害者福祉関係、障害者総合支援関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、婦人保護関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係、母子保健関係、児童扶養手当関係、戦傷病者特別援護関係、中国残留邦人等支援給付等関係

5 報告の方法及び系統

都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)に提出する。



6 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

減少数(率)の場合	△
計数がない場合	—
統計項目のありえない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…

(2) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 児童福祉関係の一部の結果については、精査が必要であることが判明したため、確認が終わり結果がまとまり次第公表する。

結果の概要

1 身体障害者福祉関係

令和4年度末現在の身体障害者手帳交付台帳登録数は4,842,344人で、前年度に比べ67,754人(1.4%)減少している(表1、統計表1)。

障害の種類別にみると、「肢体不自由」が2,395,802人(構成割合49.5%)と最も多く、次いで「内部障害」が1,624,813人(同33.6%)となっている(図1、統計表1)。

図1 身体障害者手帳交付台帳登録数

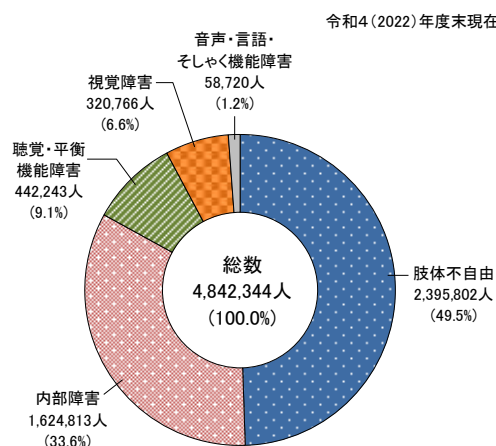


表1 身体障害者手帳交付台帳登録数の年次推移

	(単位：人)					各年度末現在	
	平成30年度 (2018)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	5,087,257	5,054,188	4,977,249	4,910,098	4,842,344	△ 67,754	△ 1.4
18歳未満	99,958	98,369	96,341	94,051	92,286	△ 1,765	△ 1.9
18歳以上	4,987,299	4,955,819	4,880,908	4,816,047	4,750,058	△ 65,989	△ 1.4

2 知的障害者福祉関係

令和4年度末現在の療育手帳交付台帳登録数は1,249,939人で、前年度に比べ36,876人(3.0%)増加している(表2、統計表2)。

表2 療育手帳交付台帳登録数の年次推移

	(単位：人)					各年度末現在	
	平成30年度 (2018)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	1,115,962	1,151,284	1,178,917	1,213,063	1,249,939	36,876	3.0
18歳未満	279,649	287,548	290,975	299,008	311,348	12,340	4.1
18歳以上	836,313	863,736	887,942	914,055	938,591	24,536	2.7

3 障害者総合支援関係

令和4年度中の身体障害者・児及び難病患者等の補装具費の支給状況は、購入決定件数が145,045件で、修理決定件数が99,307件となっている。

それぞれの決定件数を補装具の種類別にみると、購入は「補聴器」が44,905件、修理は「車椅子」が32,428件と最も多くなっている。(表3)

表3 身体障害者・児及び難病患者等の補装具費の支給状況

補装具の種類	購入決定件数						修理決定件数					
	令和2年度(2020)	3年度('21)	4年度('22)	対前年度		令和2年度(2020)	3年度('21)	4年度('22)	対前年度			
				増減数	増減率(%)				増減数	増減率(%)		
総数	145 283	145 872	145 045	△ 827	△ 0.6	100 606	100 500	99 307	△ 1 193	△ 1.2		
義肢装具	5 150	4 954	4 981	27	0.5	7 523	7 133	7 200	67	0.9		
座位保持装置	42 339	42 380	41 232	△ 1 148	△ 2.7	15 636	15 704	15 772	68	0.4		
視覚障害者安全つえ	9 021	9 044	8 849	△ 195	△ 2.2	8 282	8 126	8 416	290	3.6		
義眼	7 231	8 156	8 854	698	8.6	60	82	71	△ 11	△ 13.4		
眼鏡	809	865	976	111	12.8	5	-	1	1	...		
補聴器	6 209	6 592	6 810	218	3.3	285	278	275	△ 3	△ 1.1		
人工内耳	43 664	44 078	44 905	827	1.9	21 423	21 114	20 781	△ 333	△ 1.6		
車椅子	-	-	-	-	-	...	635	647	12	1.9		
電動車椅子	19 354	18 477	17 676	△ 801	△ 4.3	33 574	33 635	32 428	△ 1 207	△ 3.6		
座位保持椅子	2 849	2 547	2 635	88	3.5	12 180	12 215	12 088	△ 127	△ 1.0		
起立保持器具	1 898	1 941	1 848	△ 93	△ 4.8	492	488	512	24	4.9		
歩行補助具	240	210	178	△ 32	△ 15.2	156	99	117	18	18.2		
頭部保持器具	2 298	2 447	2 195	△ 252	△ 10.3	441	462	456	△ 6	△ 1.3		
排便補助具	468	480	425	△ 55	△ 11.5	9	13	14	1	7.7		
歩行補助つえ	17	12	9	△ 3	△ 25.0	2	1	-	△ 1	△ 100.0		
重度障害者用意思伝達装置	3 072	3 065	2 839	△ 226	△ 7.4	153	108	125	17	15.7		
	664	624	633	9	1.4	385	407	404	△ 3	△ 0.7		

4 婦人保護関係

令和4年度中の婦人相談所及び婦人相談員における相談の受付件数は323,112件で、前年度に比べ12,810件(4.1%)増加している。

相談の経路別にみると、「本人自身」からの相談の受付件数は249,793件で、前年度に比べ7,533件(3.1%)増加している。(表4)

表4 婦人相談所及び婦人相談員における相談の経路別受付件数の年次推移

(単位：件)

	平成30年度(2018)	令和元年度('19)	2年度('20)	3年度('21)	4年度('22)	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	318 264	311 556	326 883	310 302	323 112	12 810	4.1
本人自身	240 527	239 460	250 902	242 260	249 793	7 533	3.1
本人以外	77 737	72 096	75 981	68 042	73 319	5 277	7.8

注：「本人以外」とは、「福祉事務所」「縁故者・知人」「他の相談機関」等である。

5 老人福祉関係

(1) 老人ホームの施設数・定員

令和4年度末現在の老人ホームの施設数は13,823施設で、前年度に比べ79施設(0.6%)増加し、定員は815,159人で前年度に比べ5,724人(0.7%)増加している。

施設の種類別に定員数をみると、「特別養護老人ホーム」が前年度に比べ6,615人(1.0%)増加している。(表5)

表5 老人ホームの施設数・定員の年次推移

	平成30年度 (2018)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	各年度末現在 対前年度	
						増減数	増減率(%)
施設総数(施設)	13 282	13 456	13 604	13 744	13 823	79	0.6
養護老人ホーム	952	949	943	944	930	△ 14	△ 1.5
特別養護老人ホーム	10 021	10 187	10 336	10 469	10 562	93	0.9
軽費老人ホーム	2 028	2 035	2 035	2 037	2 036	△ 1	△ 0.0
都市型軽費老人ホーム	77	83	87	91	93	2	2.2
軽費老人ホームA型	192	190	190	190	189	△ 1	△ 0.5
軽費老人ホームB型	12	12	13	13	13	-	-
定員総数(人)	777 084	787 754	798 175	809 435	815 159	5 724	0.7
養護老人ホーム	63 378	63 016	62 577	62 201	61 040	△ 1 161	△ 1.9
特別養護老人ホーム	619 023	629 689	640 372	651 848	658 463	6 615	1.0
軽費老人ホーム	81 463	81 824	81 882	82 040	82 330	290	0.4
都市型軽費老人ホーム	1 328	1 433	1 502	1 574	1 614	40	2.5
軽費老人ホームA型	11 374	11 274	11 274	11 204	11 144	△ 60	△ 0.5
軽費老人ホームB型	518	518	568	568	568	-	-

注：有料老人ホームを除く。

(2) 老人クラブ数・会員数

令和4年度末現在の老人クラブ数は81,579クラブで、前年度に比べ4,226クラブ(4.9%)減少し、会員数は4,053,362人で、前年度に比べ333,871人(7.6%)減少している。

老人クラブ数、会員数とも年々減少している。(図2、表6)

図2 老人クラブ数・会員数の年次推移

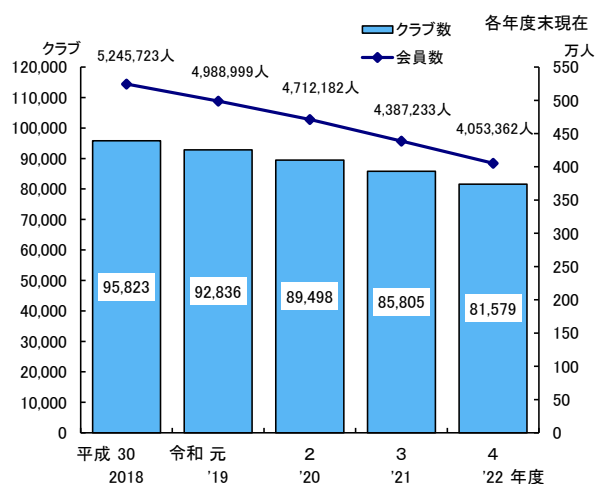


表6 老人クラブ数・会員数の年次推移

	平成30年度 (2018)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	各年度末現在 対前年度	
						増減数	増減率(%)
老人クラブ数(クラブ)	95 823	92 836	89 498	85 805	81 579	△ 4 226	△ 4.9
会員数(人)	5 245 723	4 988 999	4 712 182	4 387 233	4 053 362	△ 333 871	△ 7.6

6 民生委員関係

(1) 民生委員数

令和4年度末現在の民生委員（児童委員を兼ねる。）の数は227,426人で、前年度に比べ3,685人（1.6%）減少している。

男女別にみると、男は86,002人で、前年度に比べ2,608人（2.9%）減少し、女は141,424人で、前年度に比べ1,077人（0.8%）減少している。（表7、統計表3）

表7 男女別民生委員数の年次推移

	(単位：人)						各年度末現在	
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (‘19)	2年度 (‘20)	3年度 (‘21)	4年度 (‘22)	構成割合 (%)	対前年度	
							増減数	増減率(%)
総数	232 241	229 071	230 690	231 111	227 426	100.0	△ 3 685	△ 1.6
男	90 210	88 483	88 810	88 610	86 002	37.8	△ 2 608	△ 2.9
女	142 031	140 588	141 880	142 501	141 424	62.2	△ 1 077	△ 0.8

(2) 民生委員の活動状況

令和4年度中に民生委員が処理した相談・支援延件数は4,913,501件で、前年度に比べ82,598件（1.7%）減少し、その他の活動延件数は21,169,009件で、前年度に比べ2,359,424件（12.5%）増加している。また、訪問延回数33,289,774回で、前年度に比べ386,391回（1.2%）増加している。（表8）

表8 民生委員の活動状況の年次推移

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (‘19)	2年度 (‘20)	3年度 (‘21)	4年度 (‘22)	対前年度	
						増減数	増減率(%)
相談・支援延件数(件)	5 790 737	5 362 338	4 701 439	4 996 099	4 913 501	△ 82 598	△ 1.7
その他の活動延件数 ¹⁾ (件)	26 643 585	24 930 435	17 075 122	18 809 585	21 169 009	2 359 424	12.5
訪問延回数 ²⁾ (回)	37 745 403	35 863 593	31 345 223	32 903 383	33 289 774	386 391	1.2

注：1) 「その他の活動延件数」は、「調査・実態把握」、「行事・事業・会議への参加協力」、「地域福祉活動・自主活動」及び「民児協運営・研修」等の延件数である。

2) 「訪問延回数」は、見守り、声かけなどを目的として心身障害者・児、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者及び要保護児童等に対して訪問・連絡活動（電話や電子メールによるものを含む。）を行った延回数である。

7 社会福祉法人関係

令和4年度末現在の社会福祉法人数は21,074法人で、前年度に比べ53法人(0.3%)増加している。

社会福祉法人の種類別にみると「施設経営法人」が18,441法人で、前年度に比べ51法人(0.3%)増加している。(表9)

表9 社会福祉法人数の年次推移

	(単位：法人)					各年度末現在	
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (‘19)	2年度 (‘20)	3年度 (‘21)	4年度 (‘22)	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	20 872	20 933	20 985	21 021	21 074	53	0.3
社会福祉協議会	1 900	1 893	1 880	1 879	1 872	△ 7	△ 0.4
共同募金会	47	47	48	48	48	-	-
社会福祉事業団	126	126	126	126	126	-	-
施設経営法人	18 417	18 345	18 392	18 390	18 441	51	0.3
その他	382	522	539	578	587	9	1.6

注：厚生労働大臣所管分については、報告に含まれていない。

8 戦傷病者特別援護関係

令和4年度末現在の戦傷病者手帳交付台帳登録数は2,158人で、前年度に比べ656人(23.3%)減少している(表10)。

表10 戦傷病者手帳交付台帳登録数の年次推移

	(単位：人)					各年度末現在	
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (‘19)	2年度 (‘20)	3年度 (‘21)	4年度 (‘22)	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	5 590	3 953	3 301	2 814	2 158	△ 656	△ 23.3

統 計 表 一 覧

統計表 1 身体障害者手帳交付台帳登載数，都道府県－指定都市－中核市×
障害の種類別

統計表 2 療育手帳交付台帳登載数，都道府県－指定都市×年齢（2区分）別

統計表 3 民生委員（児童委員）数，都道府県－指定都市－中核市×性別

統計表 1 身体障害者手帳交付台帳登載数，都道府県—指定都市—中核市×
障害の種類別（2－1）

(単位：人) 令和4年度（2022年度）末現在

	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
全国	4 842 344	320 766	442 243	58 720	2 395 802	1 624 813
北海道	176 801	9 525	16 128	1 834	97 846	51 468
青森県	34 678	2 039	3 180	327	16 871	12 261
岩手県	38 899	2 693	3 251	402	19 610	12 943
宮城県	45 065	2 640	3 457	529	22 073	16 366
秋田県	34 013	1 931	2 894	351	19 018	9 819
山形県	38 459	1 967	3 701	470	19 950	12 371
福島県	43 355	2 645	4 144	434	22 090	14 042
茨城県	80 007	4 991	6 396	898	36 471	31 251
栃木県	55 211	3 835	6 735	907	25 455	18 279
群馬県	43 658	2 292	4 793	462	20 428	15 683
埼玉県	131 707	9 204	10 815	1 800	62 269	47 619
千葉県	119 428	7 391	9 125	1 770	56 682	44 460
東京都	470 578	39 631	48 882	7 597	228 719	145 749
神奈川県	98 525	7 099	9 533	1 440	47 671	32 782
新潟県	58 057	3 515	6 407	687	29 942	17 506
富山県	25 860	1 513	2 818	282	12 094	9 153
石川県	25 647	1 342	1 931	269	13 172	8 933
福井県	25 109	1 686	2 298	246	13 122	7 757
山梨県	24 838	1 726	2 346	289	11 843	8 634
長野県	57 905	3 038	5 427	605	29 854	18 981
岐阜県	63 760	3 711	4 902	671	32 182	22 294
静岡県	71 011	4 477	5 836	957	33 981	25 760
愛知県	107 354	6 064	8 617	1 213	51 916	39 544
三重県	67 437	3 971	6 948	770	33 298	22 450
滋賀県	36 623	2 292	2 889	407	19 206	11 829
京都府	68 353	4 498	6 471	848	33 500	23 036
大阪府	106 610	6 496	8 966	1 328	57 154	32 666
兵庫県	83 894	5 000	6 950	1 075	44 033	26 836
奈良県	45 012	3 173	4 393	454	23 020	13 972
和歌山県	35 828	2 131	3 735	442	19 149	10 371
鳥取県	17 992	1 357	1 665	234	9 006	5 730
島根県	22 586	1 625	2 713	276	11 319	6 653
岡山県	29 615	1 862	2 420	311	14 892	10 130
広島県	41 126	3 095	3 564	424	21 130	12 913
山口県	46 978	3 154	3 964	613	22 683	16 564
徳島県	31 827	2 258	4 093	297	14 579	10 600
香川県	23 262	1 527	2 271	271	11 149	8 044
愛媛県	40 169	3 002	3 192	403	19 607	13 965
高知県	23 435	1 637	1 550	217	11 139	8 892
福岡県	96 249	6 147	9 397	1 139	47 917	31 649
佐賀県	39 929	2 303	3 510	391	21 405	12 320
長崎県	33 720	2 412	3 521	369	16 026	11 392
熊本県	53 262	3 544	6 048	503	25 659	17 508
大分県	35 891	2 077	3 425	397	19 183	10 809
宮崎県	39 706	2 262	3 526	480	20 204	13 234
鹿児島県	60 317	4 209	6 715	611	30 608	18 174
沖縄県	54 487	3 199	6 851	643	22 188	21 606
指定都市(別掲)						
札幌市	81 483	4 402	5 314	872	42 713	28 182
仙台市	32 465	2 257	2 481	424	15 588	11 715
さいたま市	33 274	2 321	3 126	525	15 491	11 811
千葉市	30 682	1 854	2 387	401	14 503	11 537
横浜市	97 869	6 543	9 190	1 053	44 742	36 341
川崎市	36 964	2 238	3 462	478	17 152	13 634
相模原市	19 546	1 277	1 951	179	8 960	7 179
新潟市	27 772	1 960	2 763	363	14 714	7 972
静岡市	22 847	1 566	1 673	298	10 377	8 933
浜松市	24 436	1 547	2 015	323	11 687	8 864
名古屋市	78 131	5 407	6 258	897	36 323	29 246
京都市	69 113	5 217	6 000	753	34 306	22 837
大阪市	136 215	10 017	12 740	1 934	70 053	41 471
堺市	35 120	2 142	3 061	408	18 676	10 833
神戸市	75 402	5 667	6 169	833	41 225	21 508
岡山市	22 659	1 537	1 676	279	11 075	8 092
広島市	41 259	3 208	3 257	456	20 066	14 272
北九州市	44 954	3 117	4 354	570	20 827	16 086
福岡市	51 751	3 481	4 439	579	25 628	17 624
熊本市	28 090	1 816	2 761	259	12 467	10 787

統計表 1 身体障害者手帳交付台帳登録数，都道府県—指定都市—中核市×
障害の種類別（2-2）

(単位：人)

令和4年度（2022年度）末現在

	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
中核市(別掲)						
旭川市	16 352	981	1 848	167	8 617	4 739
函館市	11 581	861	879	121	5 802	3 918
青森市	11 042	667	917	96	4 967	4 395
八戸市	8 454	484	622	79	4 150	3 119
盛岡市	9 906	751	731	112	4 877	3 435
秋田市	13 137	771	1 175	180	6 692	4 319
山形市	10 836	591	977	133	5 505	3 630
山形市	10 371	691	934	104	5 131	3 511
いわき市	12 392	843	880	147	6 482	4 040
福島市	9 604	687	782	113	4 911	3 111
水戸市	8 600	667	724	72	4 017	3 120
宇都宮市	14 968	1 104	1 877	175	6 666	5 146
前橋市	11 638	706	1 388	107	5 346	4 091
高崎市	11 744	654	1 214	126	5 478	4 272
川越市	9 710	694	833	112	4 580	3 491
越谷市	9 553	664	688	141	4 533	3 527
川口市	11 777	1 177	1 312	218	8 010	6 726
船橋市	15 476	1 067	1 037	239	7 486	5 647
柏市	12 297	835	1 015	198	5 625	4 624
八王子市	15 564	1 194	1 777	172	6 850	5 571
横須賀市	12 623	845	1 326	128	5 592	4 732
富山市	17 437	892	1 385	163	8 078	6 919
金沢市	14 804	941	980	143	7 039	5 701
福井市	9 763	618	861	113	4 965	3 206
甲府市	8 679	638	810	126	4 160	2 945
長野市	14 439	843	1 093	165	7 439	4 899
松本市	9 498	584	625	102	4 591	3 596
岐阜市	15 837	997	1 240	148	7 939	5 513
豊橋市	11 253	567	850	122	5 393	4 321
豊田市	12 686	750	1 107	123	6 230	4 476
岡崎市	11 428	744	1 082	102	5 445	4 055
一宮市	12 910	722	912	110	6 374	4 792
大津市	15 978	993	1 227	198	8 055	5 505
高槻市	12 995	871	938	182	7 113	3 891
東大阪市	22 477	1 333	2 117	242	11 685	7 100
豊中市	13 669	844	1 058	256	7 023	4 488
枚方市	16 408	993	1 206	167	9 050	4 992
八尾市	10 122	735	978	128	5 133	3 148
寝屋川市	9 043	520	943	91	4 761	2 728
吹田市	12 184	753	874	130	6 691	3 736
姫路市	19 606	1 012	1 569	233	11 174	5 618
西宮市	15 304	960	1 249	204	7 959	4 932
尼崎市	21 534	1 390	1 769	291	11 064	7 020
明石市	10 917	766	1 009	139	5 556	3 447
奈良市	13 227	840	1 164	134	6 694	4 395
和歌山市	16 646	1 104	1 719	201	8 407	5 215
鳥取市	7 143	525	839	85	3 575	2 119
松江市	7 887	565	938	96	3 806	2 482
倉敷市	16 214	907	1 298	162	8 221	5 626
福山市	17 005	1 178	1 460	194	8 612	5 561
呉市	9 086	750	721	89	4 295	3 231
下関市	12 104	898	987	140	5 905	4 174
高松市	17 115	1 112	1 399	153	7 996	6 455
松山市	17 593	1 303	1 332	176	8 610	6 172
高知市	13 627	1 078	802	146	6 414	5 187
久留米市	11 578	764	1 175	124	5 856	3 659
長崎市	23 556	1 690	3 104	276	10 044	8 442
佐世保市	12 621	884	1 228	150	5 899	4 460
大分市	20 594	1 130	1 832	157	11 064	6 411
宮崎市	17 131	1 197	1 537	200	8 395	5 802
鹿児島市	29 031	1 949	3 000	240	14 678	9 164
那覇市	13 659	732	1 420	152	5 211	6 144

統計表2 療育手帳交付台帳登載数, 都道府県—指定都市×年齢(2区分)別

(単位:人)

令和4年度(2022年度)末現在

	総数	18歳未満	18歳以上
全国	1 249 939	311 348	938 591
北海道	48 391	9 840	38 551
青森県	13 713	2 400	11 313
岩手県	12 515	1 837	10 678
宮城県	12 602	2 709	9 893
秋田県	9 137	1 223	7 914
山形県	9 361	1 465	7 896
福島県	19 737	4 555	15 182
茨城県	26 317	6 076	20 241
栃木県	19 606	4 517	15 089
群馬県	16 668	3 906	12 762
埼玉県	47 451	12 948	34 503
千葉県	40 213	10 971	29 242
東京都	100 907	14 491	86 416
神奈川県	30 870	9 010	21 860
新潟県	13 639	2 242	11 397
富山県	8 728	1 651	7 077
石川県	9 938	2 018	7 920
福井県	7 215	1 224	5 991
山梨県	7 027	1 913	5 114
長野県	21 589	4 089	17 500
岐阜県	21 362	5 817	15 545
静岡県	23 184	6 056	17 128
愛知県	44 999	14 062	30 937
三重県	22 490	5 780	16 710
滋賀県	16 150	4 163	11 987
京都府	12 416	2 450	9 966
大阪府	57 571	16 867	40 704
兵庫県	45 156	15 517	29 639
奈良県	13 994	4 253	9 741
和歌山県	10 631	2 574	8 057
鳥取県	5 871	758	5 113
島根県	8 157	1 130	7 027
岡山県	12 971	2 625	10 346
広島県	15 178	3 344	11 834
山口県	13 630	2 674	10 956
徳島県	9 026	1 566	7 460
香川県	8 133	1 792	6 341
愛媛県	15 503	3 159	12 344
高知県	6 822	944	5 878
福岡県	30 769	7 611	23 158
佐賀県	9 894	1 856	8 038
長崎県	16 447	2 667	13 780
熊本県	14 085	3 638	10 447
大分県	11 937	2 777	9 160
宮崎県	12 530	2 447	10 083
鹿児島県	22 473	4 218	18 255
沖縄県	17 923	4 525	13 398
指定都市(別掲)			
札幌市	21 193	4 983	16 210
仙台市	10 133	2 780	7 353
さいたま市	9 045	2 754	6 291
千葉市	8 011	2 339	5 672
横浜市	36 283	13 805	22 478
川崎市	12 207	4 175	8 032
相模原市	6 682	2 329	4 353
新潟市	6 035	1 132	4 903
静岡市	7 427	2 039	5 388
浜松市	8 289	2 874	5 415
名古屋	20 379	6 326	14 053
京都市	17 482	6 907	10 575
大阪市	33 500	11 705	21 795
堺市	9 190	2 538	6 652
神戸市	18 340	6 135	12 205
岡山市	6 807	1 694	5 113
広島市	10 001	3 236	6 765
北九州市	12 043	2 564	9 479
福岡市	14 040	4 264	9 776
熊本市	7 926	2 414	5 512

統計表3 民生委員（児童委員）数、都道府県—指定都市—中核市×性別

(単位：人)

令和4年度（2022年度）末現在

	総数	男	女		総数	男	女
全 国	227 426	86 002	141 424	中核市(別掲)			
北海道	7 977	3 594	4 383	旭川市	759	333	426
青森県	2 109	840	1 269	函館市	689	216	473
岩手県	3 054	1 245	1 809	青森市	593	178	415
宮城県	2 900	866	2 034	八戸市	489	188	301
秋田県	2 509	1 126	1 383	盛岡市	570	177	393
山形県	2 307	1 079	1 228	秋田市	672	294	378
福島県	2 901	1 311	1 590	山形市	484	232	252
茨城県	4 777	2 379	2 398	郡山市	609	262	347
栃木県	3 066	1 194	1 872	いわき市	625	271	354
群馬県	2 777	852	1 925	福島市	576	230	346
埼玉県	7 467	2 421	5 046	水戸市	429	201	228
千葉県	5 909	2 551	3 358	宇都宮市	807	260	547
東京都	9 134	2 174	6 960	前橋市	659	194	465
神奈川県	3 838	1 222	2 616	高崎市	716	138	578
新潟県	3 377	1 726	1 651	高川越市	488	119	369
富山県	1 692	808	884	越谷市	409	136	273
石川県	2 015	832	1 183	川口市	594	139	455
福井県	1 353	624	729	船橋市	747	224	523
山梨県	2 051	856	1 195	柏市	529	147	382
長野県	3 812	1 584	2 228	八王子市	439	127	312
岐阜県	3 631	1 582	2 049	横須賀市	496	158	338
静岡県	4 275	1 984	2 291	富山市	887	454	433
愛知県	5 271	2 147	3 124	金沢市	1 145	401	744
三重県	4 006	1 553	2 453	福井市	503	209	294
滋賀県	2 603	1 408	1 195	甲府市	452	201	251
京都府	2 794	1 077	1 717	長野市	862	289	573
大阪府	4 163	1 394	2 769	松本市	540	145	395
兵庫県	4 509	1 882	2 627	岐阜市	877	343	534
奈良県	2 200	955	1 245	豊橋市	551	183	368
和歌山県	1 899	896	1 003	豊田市	590	255	335
鳥取県	1 139	592	547	岡崎市	570	157	413
島根県	1 769	937	832	一宮市	515	235	280
岡山県	2 331	1 090	1 241	大津市	646	294	352
広島県	2 410	1 054	1 356	高槻市	493	155	338
山口県	3 003	1 367	1 636	東大阪市	793	319	474
徳島県	2 012	1 024	988	豊中市	532	95	437
香川県	1 309	681	628	枚方市	456	117	339
愛媛県	2 637	1 145	1 492	八尾市	362	150	212
高知県	1 637	743	894	寝屋川市	316	61	255
福岡県	4 388	1 724	2 664	吹田市	497	151	346
佐賀県	2 097	854	1 243	姫路市	919	295	624
長崎県	1 874	891	983	西宮市	602	94	508
熊本県	2 723	1 096	1 627	尼崎市	755	188	567
大分県	2 019	986	1 033	明石市	395	121	274
宮崎県	1 760	789	971	明石市	734	276	458
鹿児島県	3 067	1 250	1 817	和歌山市	704	260	444
沖縄県	1 506	482	1 024	鳥取市	481	259	222
指定都市(別掲)				松江市	482	267	215
札幌市	2 783	886	1 897	倉敷市	786	374	412
仙台市	1 485	406	1 079	福山市	869	405	464
さいたま市	1 349	412	937	呉市	607	175	432
千葉市	1 431	339	1 092	下関市	658	233	425
横浜市	4 301	890	3 411	高松市	858	365	493
川崎市	1 532	501	1 031	高松市	995	324	671
相模原市	877	310	567	高知市	681	275	406
新潟市	1 322	465	857	久留米市	545	201	344
静岡市	1 150	478	672	長崎市	947	344	603
浜松市	1 331	552	779	佐世保市	600	267	333
名古屋市	4 155	711	3 444	大分市	884	206	678
京都市	2 704	684	2 020	宮崎市	687	309	378
大阪市	3 889	1 435	2 454	鹿児島市	1 031	317	714
堺市	1 091	429	662	那覇市	333	87	246
神戸市	2 306	495	1 811				
岡山市	1 183	484	699				
広島市	1 830	540	1 290				
北九州市	1 512	438	1 074				
福岡市	2 348	363	1 985				
熊本県	1 271	237	1 034				

用語の定義

1 身体障害者福祉関係

身体障害者手帳交付台帳登録数

身体に障害のある者（児）の申請に基づき、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている数をいう。

2 知的障害者福祉関係

療育手帳交付台帳登録数

知的障害者（児）の申請に基づき、都道府県知事等が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている数をいう。

3 障害者総合支援関係

補装具

障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の厚生労働大臣が定めるものをいう。

4 婦人保護関係

婦人相談所・婦人相談員

要保護女子等に関する各般の問題、家庭関係の破綻、生活の困窮等に関する相談に応じ、必要な指導等を行うため、売春防止法に基づき、都道府県に設置される相談所及び都道府県知事又は市長が委嘱する相談員をいう。

5 老人福祉関係

(1) 養護老人ホーム

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設をいう。

(2) 特別養護老人ホーム

65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護する施設をいう。

(3) **軽費老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、軽費老人ホームA型、軽費老人ホームB型**

無料又は低額な料金で食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設であり、このうち軽費老人ホームは、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を、都市型は、都市部を中心とした地域において自炊のできる程度の健康状態にある者を、A型は身寄りのない者、家族との同居が困難な者を、B型は自炊のできる程度の健康状態にある者を入所させる施設をいう。

(4) **老人クラブ**

老人福祉法及び「老人クラブ活動等事業の実施について」（平成13年10月1日老発第390号老健局長通知）に基づき、老人の心身の健康の保持増進に資するための事業を行う団体をいう。

6 民生委員関係

民生委員（児童委員）

生活困窮者、老人、児童、障害者等で援護を要する者の相談に応じ、援助を行うため、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱した者をいう。

なお、児童福祉法により、民生委員は児童委員を兼ねる。

7 社会福祉法人関係

(1) 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人をいう。

なお、福祉行政報告例では、都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）が所轄庁である法人のみ報告されるため、厚生労働大臣が所轄庁となる法人（全国を単位として行われる事業を行っている法人等）は含まれていない。

(2) 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的として社会福祉法に基づき設立された団体であって、社会福祉法人として認可されているものをいう。

(3) 共同募金会

社会福祉法に基づき、共同募金を行うことを目的として設立された社会福祉法人をいう。

(4) 社会福祉事業団

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和46年7月16日社庶第121号社会局長・児童家庭局長連名通知）に基づき、地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的として、社会福祉法人として設立された団体をいう。

(5) **施設経営法人**

社会福祉法に規定する施設を経営する社会福祉法人をいう。

(6) **その他**

(2)～(5)のいずれにも該当しない社会福祉法人で、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業（生活困難者や障害者に対する相談・支援等）を行う社会福祉法人をいう。

8 戦傷病者特別援護関係

戦傷病者手帳交付台帳登載数

旧軍人軍属等であった者で公務上の傷病のあるものの申請に基づき、都道府県知事が交付する手帳について、各都道府県に備え付けられている戦傷病者カードに記載されている数をいう。